

## わかくさ基金ご報告

長年にわたり皆様のご支援をいただきました「広島修道院友の会」解散後、「わかくさ基金」がその活動を引継ぎましたので、2023年の支援について、簡単にご報告させていただきます。

昨年は交通事故にあい入院生活を余儀なくされた為に、アルバイトができずに困窮していた卒院生や、奨学金が間に合わず授業料納入に困難をきたした子どもなど、修道院を退所してからの卒院生を主に援助いたしました。

修道院で養育にあたった先生から「応援している人達を忘れるな」との言葉を胸に、頼れる家庭がなくても挫けずに、社会で一人元気に頑張っていることをご報告いたします。

本当にありがとうございます。

また、皆様から新に「わかくさ基金」へご寄付をいただき、御礼申し上げます。毎月ご寄付をいただく方、年に何回か大きな金額をご寄付くださる方、その他にも多くの方々からご協力をいただきました。修道院の先生方と相談し、直接子ども達の為に有意義に使わせていただいております。

ご支援をいただいた皆様に、幸多かれとお祈りし、簡単にご報告とさせていただきます。

感謝を込めて  
わかくさ基金委員一同

# 広島修道院わかくさ基金 規約

## (創設経過)

この基金は昭和44年から続いてきた広島修道院友の会（以下、「同会」という。）が、令和4年12月末日をもって解散することにもない、同会からその残余財産の引継ぎを受け、設立するものである。

## 第1条（名称）

本基金は広島修道院わかくさ基金（以下、「本基金」という。）と称する

## 第2条（目的）

本基金は社会的養護下におかれている子ども達、ケアラーバー（施設・里親からの退所者）達の幸せと未来に思いをはせ、必要な援助を行うことを目的とする。

## 第3条（事業）

本基金は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童養護施設・乳児院入所児童への援助事業
- (2) 退所児童への援助事業
- (3) その他、本基金の目的達成のため必要な援助事業

## 第4条（運営委員会）

- (1) この基金の適正な運営を図るため、運営委員会を設け、すべての運営委員をもってその構成員とする。
- (2) 運営委員会会長（以下、「会長」という。）は運営委員の互選により定めるものとし、本基金を代表する。
- (3) 運営委員会は会長が必要と認めた時及び第8条の定めにより、これを招集する。
- (4) 監事は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (5) 決議は、運営委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第5条（運営委員及び監事）

- (1) 運営委員は5名以上7名以内とする。
- (2) 監事は2名とする。

## 第6条（任期）

- (1) 運営委員及び監事の任期は3年とし、その始期を1月1日とする。任期満了後の改選は運営委員会の決議による。但し、再任を妨げない。
- (2) 運営委員及び監事の任期中に欠員が生じた場合には、運営委員の推薦により、運営委員会において後任者を選任する。任期の満了前に退任した運営委員または監事の後任として選任された運営委員または監事の任期は、退任した運営委員または監事の任期の満了する時までとする。

## 第7条（事業運営）

- (1) 第3条に掲げる事業は、社会福祉法人広島修道院からの支援要請などに基づき、運営委員会の決議を経て実施する。
- (2) 第3条の事業実施についての詳細については、別途細則に定める。

## 第8条（事業年度及び会計）

- (1) 事業年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- (2) 毎事業年度終了後、会長は収支報告書を作成し、監事の会計監査を受けた後に、運営委員会に提出し、承認を得るものとする。
- (3) 前号の承認手続きのための運営委員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催するものとする。
- (4) 収支報告書は社会福祉法人広島修道院のホームページにて公開する。

## 第9条（解散）

本基金の財産が、事業目的を達成する為に必要な額に不足する場合などには、運営委員会の決議により、その残余財産を社会福祉法人広島修道院に寄付したうえで解散する。

## 第10条（事務局）

本基金の事務局は、広島市東区尾長西二丁目8番1号 社会福祉法人広島修道院内に置く。

## 附則

この規約は、令和5年1月1日に制定し、同日施行する。